（月報番號八〇號）

No. 57

小作爭議調査表

（昭和八年七月分）

項目	内容
場所	京都郡今元村大字金屋字五
關係人員	地主 森田千織 小作人 池田勇吉
地主關係團体	ナシ
原因	地主は小作人に滯納小作料貸金を完納するか土地返還するやの交渉を為したるも小作人は之を拒絶し行橋支部に於て出口武一郎の斡旋にて離作料五百円を要求す。
要求事項	滯納小作料及土地返還要求
經過	全農縣聯委員長田原春次、同教育部長若林今次生の斡旋により地元小作人を糾合し稲の植付を為さしめんとしたるも地主側は世話人大池寅蔵をして之と對抗せしめ悪化の徴ありたるが行橋警察に於て双方に警告したる為小作人側より田原、若林両人に對し稲植付の責任を以て小作米及借金整理を為すこととし植付を完了し七月十一日地主と交渉の結果下記條件にて決解す。
結果	記 一、小作人は金五百円を地主に支拂ひ今日迄の滯納小作米及借用關係を棒引にすること 二、地主は小作人に從前通り小作せしむること
發生	昭和八年六月二七日
終熄	昭和〃年七月一一日
關係地種類面積	田 六段
小作人關係團体	全農福岡縣聯合会行橋町支部
備考	

財團法人協調會福岡出張所